

競争参加者の資格に関する公示

「小松（６）庁舎基本設計」に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和６年12月25日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 池田 真人

1 業務概要

(1) 業務の名称 小松（６）庁舎基本設計

(2) 業務の内容 本業務は、以下の庁舎新設に係る基本設計業務を行うものである。

【小松基地】

(建築業務)

ア 庁舎新設（鉄筋コンクリート造 地上３階建・地下３階建 延べ面積約14,000㎡）

(設備業務)

ア 庁舎新設（鉄筋コンクリート造 地上３階建・地下３階建 延べ面積約14,000㎡）

業務内容：上記に係る電気、機械、通信基本設計 一式

(3) 履行期限 契約日の翌日から令和８年６月30日まで

2 申請の時期

令和６年12月25日から令和７年１月17日までの行政機関の休日（行政機関の休日にする法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和７年１月17日以降（行政機関の休日を除く。）、随時、申請を受け付けるが、見積依頼日までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 「競争参加資格審査申請書（小松（６）庁舎基本設計）」（以下「申請書」という。）は令和６年12月25日から

防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

又は

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

電子メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留、その他配達状況が記録されるものに限る。）若しくは託送（配達状況が記録されるものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定型型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す近畿中部防衛局総務部契約課とする。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当するものの組合せとするものである。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務に係る級別の格付けを受けた者による組合せとする。

ただし、それぞれが単体として近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 近畿中部防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 共同体の代表者は測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「A等級」の格付けを受けたものとし、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「電気」、「機械」及び「通信」に係る「A又はB等級」の格付けを受けていること。

なお、一つの業務を複数の構成員が共同して実施することは認めない。

オ 会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を配置している又は本業務契約前に設置していること。

カ その他契約担当官等が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らか

であること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請することができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が当該業務に係る見積依頼日までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。

ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同体の名称は、「小松 (6) 庁舎基本設計 ○○・○○ 共同体」とする。